

第 1 3 4 回

山 梨 県 都 市 計 画 審 議 会

議 案 書

平成 2 1 年 9 月 8 日

第134回 山梨県都市計画審議会

審議案件

1. 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可に係る特殊建築物の位置について

韮崎市 一般・産業廃棄物中間処理施設



第1号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく
許可に係る特殊建築物の位置ついて

(一般・産業廃棄物処理施設)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について

一般・産業廃棄物処理施設名称

：(仮)高野産業(株)廃棄物処理施設

申請者名称	高野産業(株)代表取締役 高野 実
位 置	蕪崎市下祖母石2275番地1他2筆 (都市計画区域内 用途地域指定無し)
許可対象 施設	ごみ処理施設(5t/日以上) 廃プラスチック・木くず・がれき類破砕施設(5t/日以上)
申請理由	一般及び産業廃棄物の適正処理及び再資源化の事業拡大の目的で処理施設の拡大を行うものである。

申請概要

申請者 住所：山梨県韮崎市下祖母石2278番地
氏名：高野産業(株) 代表取締役 高野 実

行為の概要(現況)

高野産業(株)は、平成元年に中央市において、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し、事業を開始した。その後、平成7年に計画地の土地及び既存建築物を取得し、同事業を継続してきた。平成12年に計画建築物(2)(圧縮処理施設)を建築し、平成14年からは、産業廃棄物処分業の許可を取得し、同建築物にて、産業廃棄物の圧縮処理を開始した。なお、当該圧縮処理は、建築基準法第51条ただし書許可が不要な処理であった。

今般、新たに選別処理施設、破碎処理施設及び圧縮施設(既存圧縮施設(機械)は撤去)を導入するにあたり、許可が必要となる。

申請概要 - 1

行為の概要(計画) - 一般廃棄物

施設	種類	予定処理量		機械の処理能力	
		m ³ / 日(8)時間	t / 日(8)時間	m ³ / 日(8)時間	t / 日(8)時間
選別施設	一般廃棄物				
	可燃ごみ	2m ³ / 日	1t / 日	110m ³ / 日	55t / 日
	不燃ごみ	2m ³ / 日	1t / 日	110m ³ / 日	55t / 日
破碎施設	粗大ごみ	2m ³ / 日	1t / 日	110m ³ / 日	55t / 日
	可燃ごみ	0.4m ³ / 日	0.2t / 日	91.7m ³ / 日	50.4t / 日
	不燃ごみ	0.2m ³ / 日	0.2t / 日	68.8m ³ / 日	68.8t / 日
	粗大ごみ	0.2m ³ / 日	0.2t / 日	41.3m ³ / 日	41.3t / 日
	可燃ごみ	0.6m ³ / 日	0.2t / 日	199m ³ / 日	69.64t / 日
圧縮施設	不燃ごみ	0.2m ³ / 日	0.2t / 日	118.4m ³ / 日	133.847t / 日
	粗大ごみ	0.2m ³ / 日	0.2t / 日	84.8m ³ / 日	84.77t / 日

行為の概要 (計画) 産業廃棄物 (1)

施設	種類	予定処理量		機械の処理能力	
		m3 / 日 (8時間)	t / 日 (8時間)	m3 / 日 (8時間)	t / 日 (8時間)
選別施設	産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず、が れき類の混合廃棄物	100m3 / 日	50 t / 日	110m3 / 日	55 t / 日
	建設系無機汚泥	道路清掃業務に伴って発生した汚泥。			
破碎施設	廃プラスチック類	5.7m3 / 日	2 t / 日	100.9m3 / 日	35.3 t / 日
	紙くず	5m3 / 日	1.5 t / 日	123.8m3 / 日	37.1 t / 日
	木くず	5.5m3 / 日	3 t / 日	91.7m3 / 日	50.4 t / 日
	繊維くず	4m3 / 日	1 t / 日	91.7m3 / 日	22.9 t / 日
	ゴムくず	0.6m3 / 日	0.3 t / 日	105.5m3 / 日	54.8 t / 日
	金属くず	8.8m3 / 日	10 t / 日	32.1m3 / 日	36.3 t / 日
	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く) 及び陶磁器くず	2m3 / 日	2 t / 日	68.8m3 / 日	68.8 t / 日
	がれき類の付着物	0.3m3 / 日	0.5 t / 日	32.1m3 / 日	47.5 t / 日

行為の概要(計画) 産業廃棄物(2)

施設	種類	予定処理量		機械の処理能力	
		m ³ /日(8時間)	t/日(8時間)	m ³ /日(8時間)	t/日(8時間)
圧縮施設	産業廃棄物	5.7m ³ /日	2t/日	199m ³ /日	69.64t/日
	廃プラスチック類				
	紙くず	5m ³ /日	1.5t/日	194.9m ³ /日	58.48t/日
	木くず	5.5m ³ /日	3t/日	100.3m ³ /日	55.145t/日
	繊維くず	8.3m ³ /日	1.5t/日	364.5m ³ /日	43.73t/日
	金属くず	8.8m ³ /日	10t/日	118.4m ³ /日	133.847t/日
	ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず(ガラス繊維くずに限る。)	25m ³ /日	0.5t/日	629.6m ³ /日	12.592t/日
	がれき類の付着物	0.3m ³ /日	0.5t/日	94.1m ³ /日	139.228t/日

許可対象概要

一廃許可	選別	55.0 ㉿日
	破碎	68.8 ㉿日
	圧縮	133.847 ㉿日
産廃許可	廃プラスチック	35.3 ㉿日
	木くず	50.4 ㉿日
	がれき類	47.5 ㉿日

申請概要

建築物の概要：既存4棟（新たな建築行為は無い）

容積率：29.76% < 200%

建ぺい率：27.82% < 60%

建築物	階数	構造	高さ	延べ面積	建築面積
選別・破砕施設 (1)	1	鉄骨造	8.57m	631.80㎡	631.80㎡
圧縮施設 (2)	1	鉄骨造	7.00m	152.00㎡	152.00㎡
積替・保管施設 (3)	1	鉄骨造	4.65m	188.24㎡	188.24㎡
事務所 (4)	2	木造	7.52m	187.56㎡	112.21㎡

都市計画図

都市計画区域外

JR新府駅

申請地

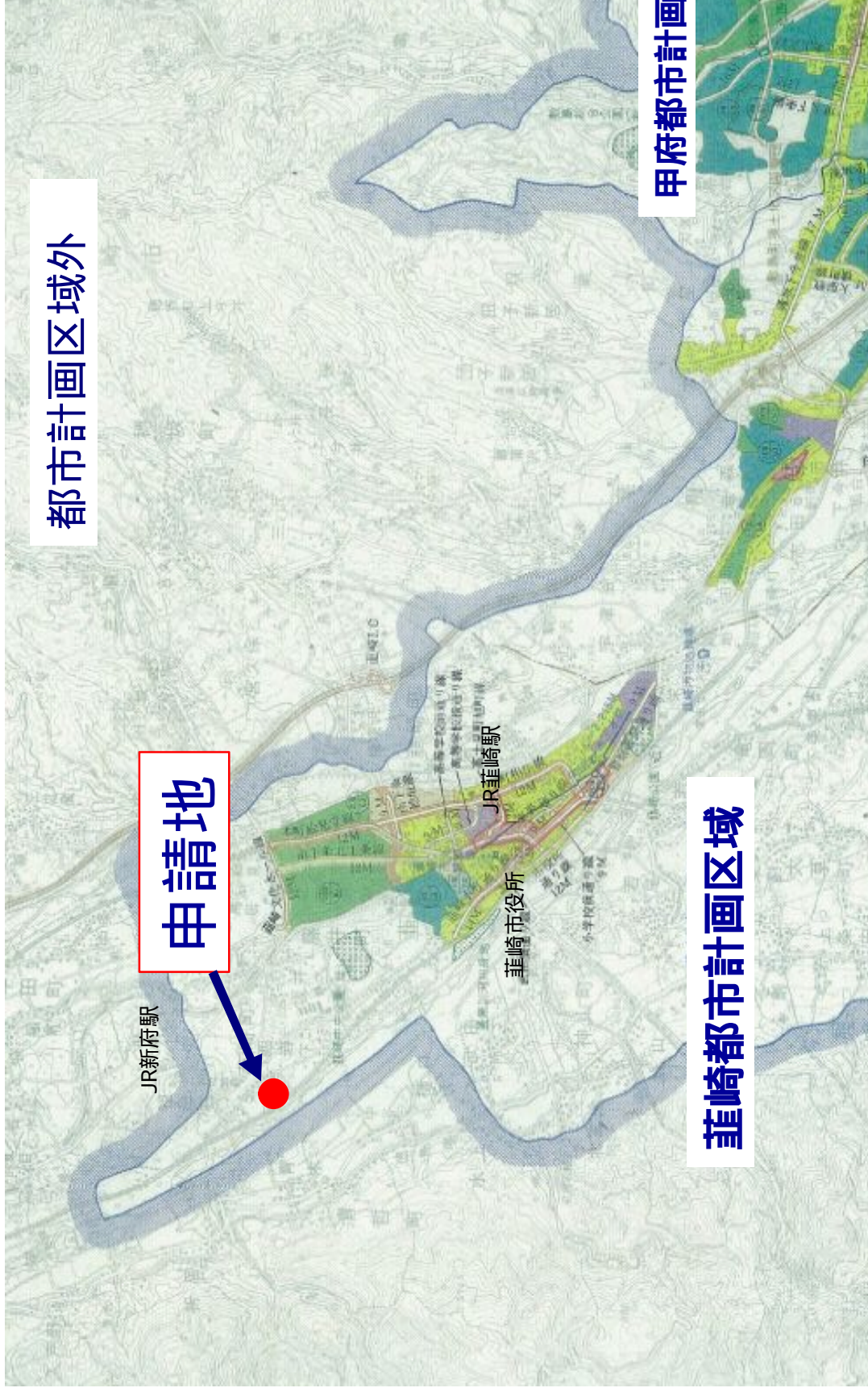


葦崎市役所

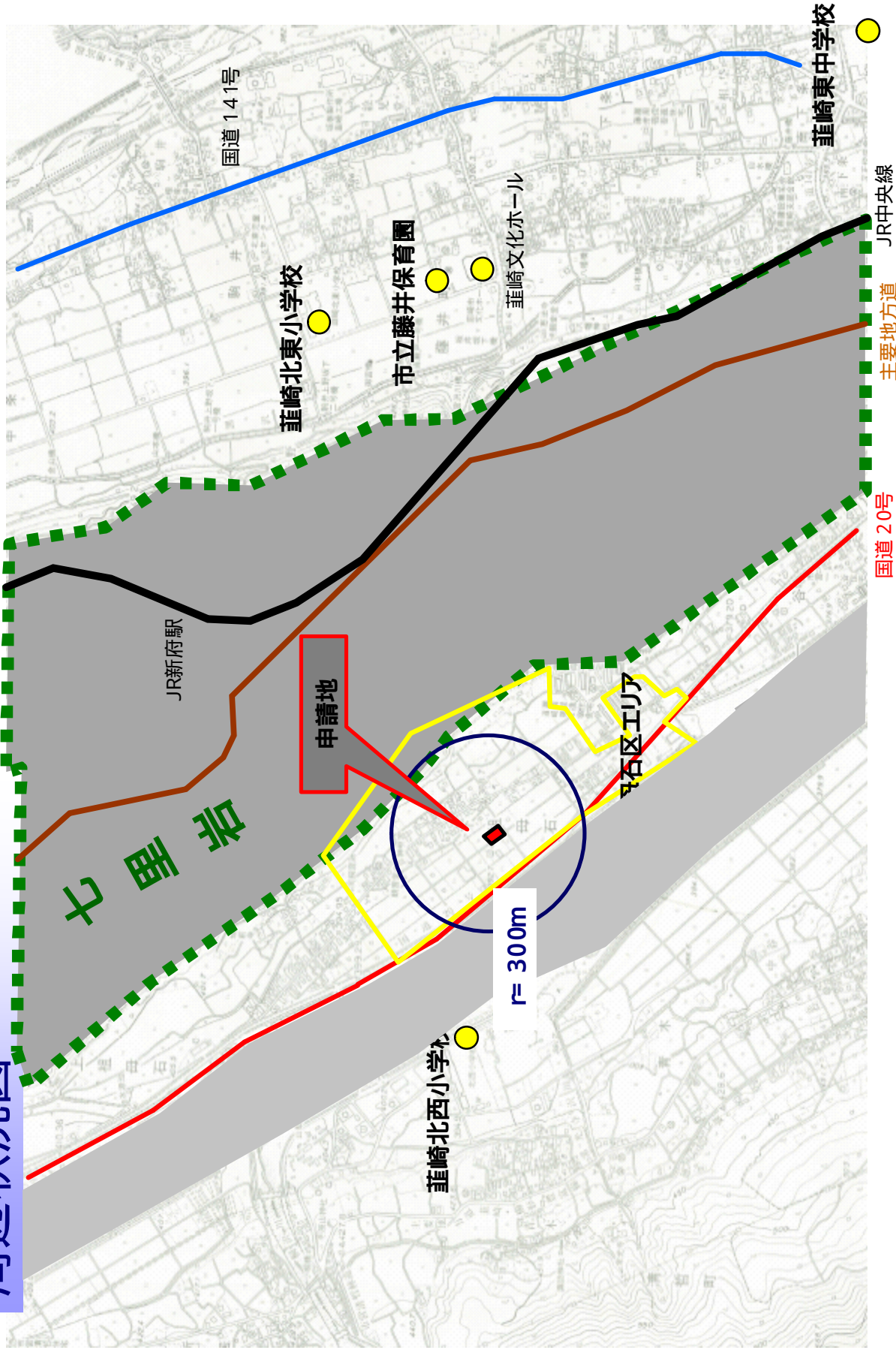
JR葦崎駅

甲府都市計画区域

葦崎都市計画区域

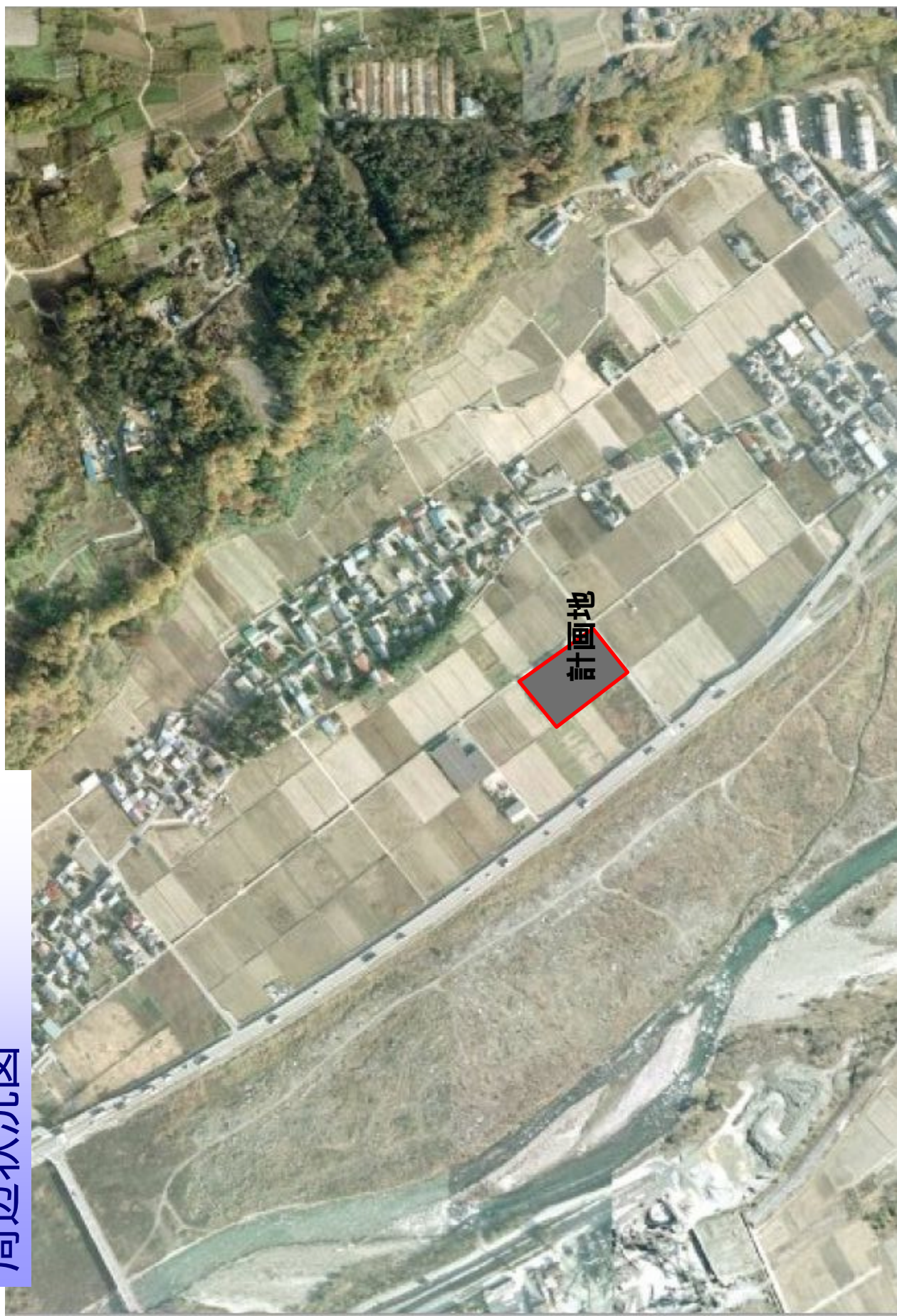


周辺状況図

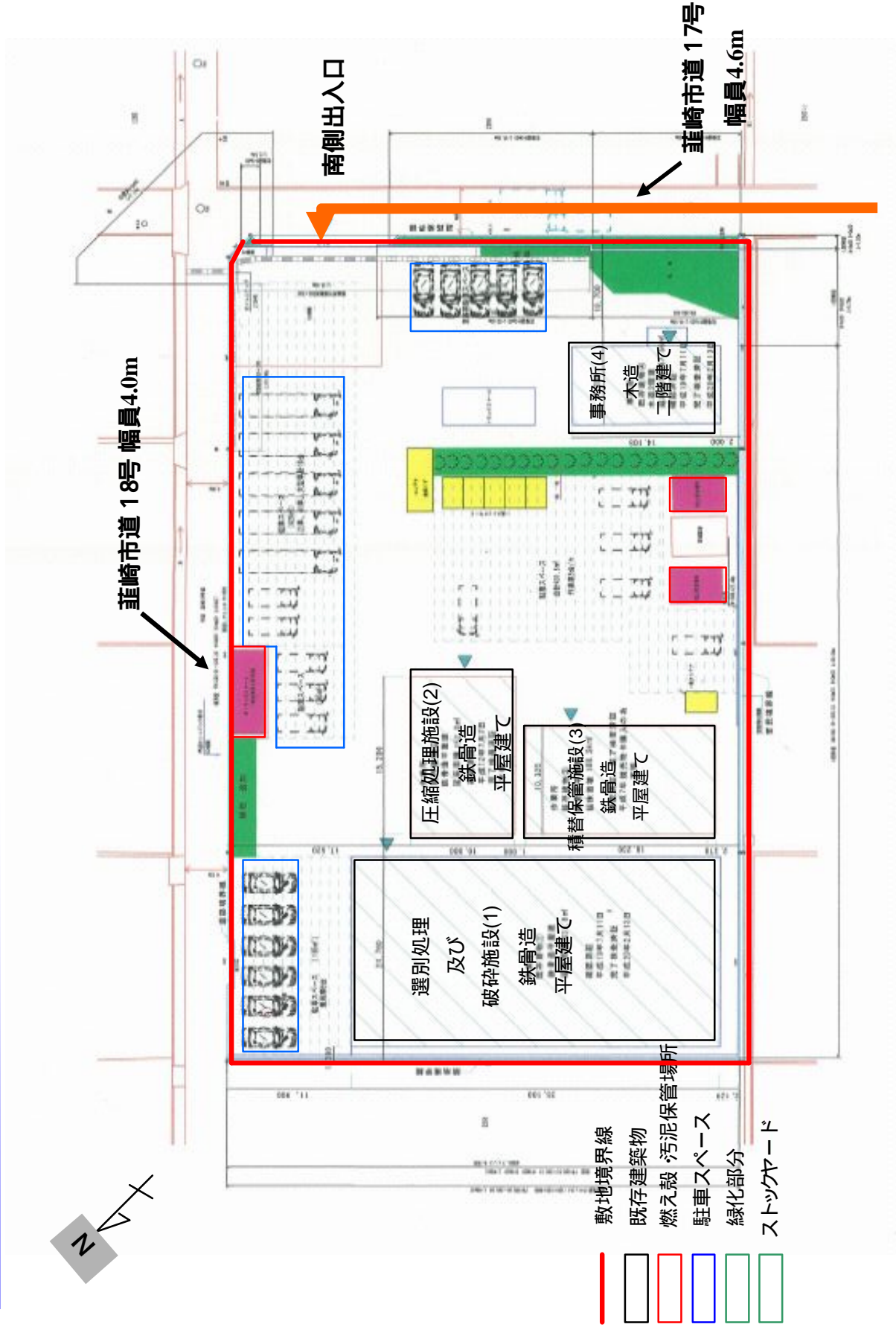


茅野・北杜・葦崎線

周辺状況図

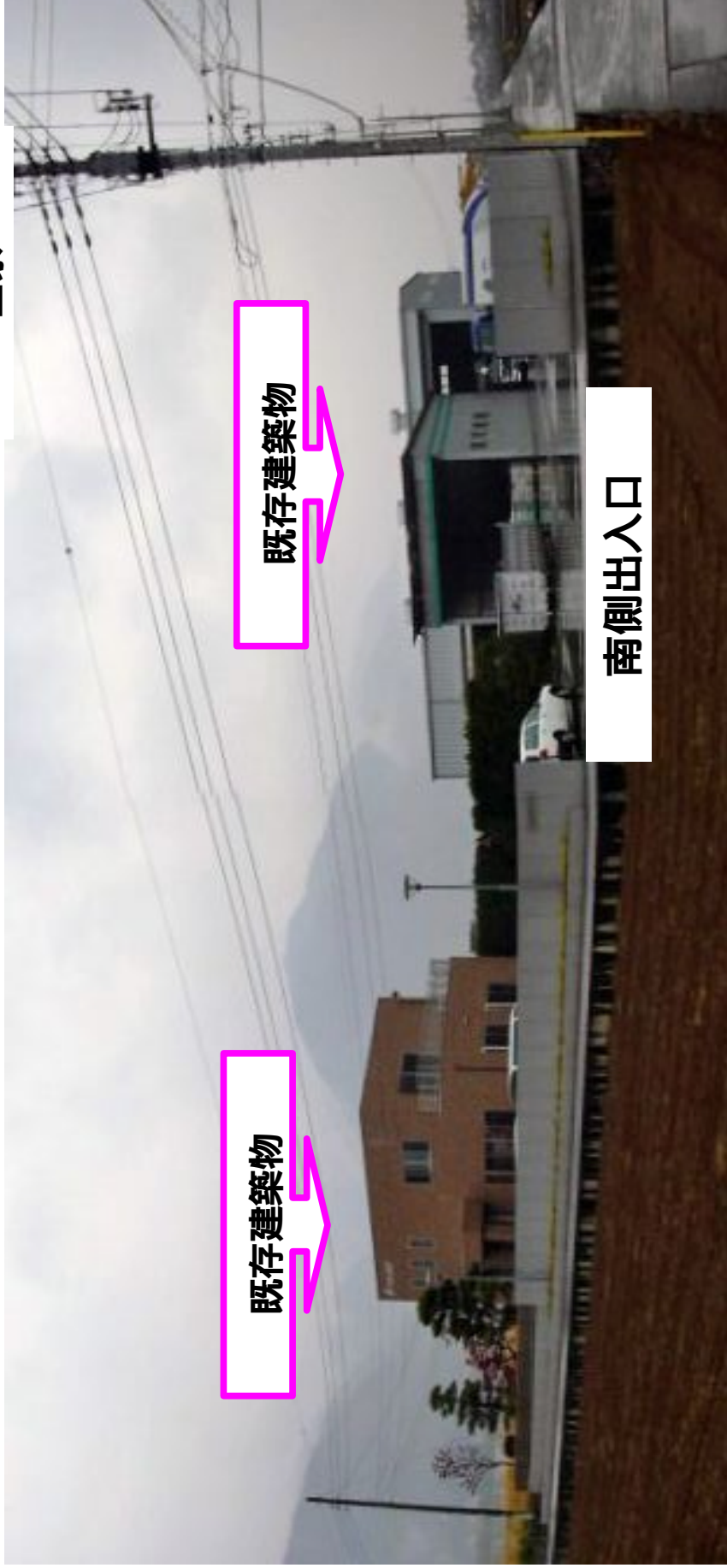


全体配置図 (計画)



周辺状況写真(1)

全景



敷地南側より撮影

周辺状況写真(2)

西側より撮影



市道17号線

周辺状況写真 (3)

東側道路



葦崎市道 18号線

周辺状況写真 (3)



西側境界

北側境界



計 画 の 状 況	
項 目	
1	<p>位置の妥当性</p> <p>計画地は韮崎市の中心市街地から北西に3キロメートルほどのところに位置し、周辺は水田に囲まれており、韮崎市都市計画区域内の用途地域無指定の区域である。</p> <p>申請敷地は西側に国道20号及び釜無川があり、南及び東側は韮崎市道17号及び18号に接している。</p> <p>韮崎市都市計画マスタープランにおいて、農地として位置付けられている。</p> <p>申請敷地から300m以内には学校、病院、図書館、老人ホーム及び保育所は存在しない。</p>
2	<p>搬出入路の妥当性</p> <p>搬出入ルートは国道20号から、韮崎市道17号(幅員4.6m)に入り、計画地南側出入口にアクセスし、住宅地内や繁華街を通過せず運搬が可能である。</p> <p>韮崎市道17号は4トン車のすれ違いは可能であり、10トン車1台/日を搬出入車として見込んでいるが、他の通行を優先し、場内での待機を行うこととしている。</p> <p>当該計画は、1日15台程度の搬出入車両を見込んでおり、交通量への影響は少なく、搬出入車両が集中した場合においても敷地内に十分な駐車スペースを確保している。</p>
3	<p>施設計画の妥当性</p> <p>本施設計画にあたり、許可対象となる選別施設・破碎施設・圧縮施設のほか、廃棄物の積替保管施設及び、燃え殻・汚泥等の保管スペースが計画されているが、いずれも適切に計画されている。</p> <p>山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領による事前協議が終了し、結果通知書が平成21年5月21日付で交付され、施設設置許可の手続きが並行して進められている。</p>
4	<p>環境公害対策の妥当性</p> <p>本計画により影響が考えられる騒音及び振動について生活環境影響調査が実施され、騒音規制法(第2種区域)、振動規制法(第1種区域)の規制基準などに対し、支障ないとの結果が得られている。</p> <p>本計画において、破碎施設により粉塵の発生が考えられるが、破碎施設は屋内に設置されており、また、作業に当たっては、散水を行うなど対応を行う計画となっている。</p> <p>緑化への配慮は、敷地と道路の境界付近などに5%以上の緑地が配置されている。</p>
5	<p>地元住民等との合意形成等</p> <p>本計画地である下祖母石区に事業説明がなされており、下祖母石区長及び隣接土地所有者の同意が得られており、下祖母石区に対しては、同意とともに「公害防止協定」の締結を行っている。</p> <p>韮崎市長より「支障ない」旨の意見が出されている。</p> <p>韮崎市都市計画審議会より「都市計画」上支障ない旨の答申が出されている。</p>